資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

この度、新居浜市は令和七年十月三十一日でシステム移行によりチーカアプリでの利用を終了します。「チーカ」アプリから「プレーリー」アプリへの残高移行を希望されない場合、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉

カード式あかがねポイント、チーカアプリ版新居浜あかがねポイント（ｉｏｓ版およびａｎｄｒｏｉｄ版）。ただし、令和七年八月二十六日十二時～令和七年九月二日のクレジットカードチャージ分を除く。

〈払戻の申出期間〉

令和七年十一月一日～令和七年十二月二十八日

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻手続きから除斥されます。

〈お問い合わせ先〉

新居浜あかがねポイント事務局　電話〇八九七－六六－七三二七

令和七年九月十二日

愛媛県新居浜市一宮町一丁目五番一号

新居浜市